

基本目標4 多様な生きものとの共生

葛飾区には、たくさんの河川や水元公園などがあり、良好な自然環境が多く残されています。そこには、多くの生きものの生息・生育が確認されています。このため、区内に残る身近な自然を保全するとともに、水辺と公園などを活かし、水と緑をつなぐ環境エリアのネットワーク化を図ります。また、身近な緑の保全と創出を図り緑化を推進していきます。

基本施策 10 生物多様性の保全

◆第2次生物多様性かつしか戦略

基本目標4の基本施策10を「生物多様性かつしか戦略」と位置付けています。

区民、地域団体、事業者、区が連携・協働して生物多様性を保全し、生態系をよみがえらせ、つくり出していくための方向性を示しています。

(1) 貴重な自然環境の保全・再生

◆自然保護区域維持管理（環境課）

区内に残された身近で貴重な自然環境の保護と回復を図るため、国や都が自然環境保全区域に指定するだけの規模を有さない小規模な地域を「葛飾区自然保護要綱」に基づき、自然保護区域に指定しています。

自然保護区域では、自然の状態を良好に保全するため定期的に清掃、除草などの管理を行い、案内板を設置し、この区域の貴重な植物を保護・PRしています。

① 大場川中州自然保護区域

大場川中州付近は、水郷葛飾の原風景を残し、ヨシ、ガマなどの河川敷に本来植生している植物が繁茂し、都県境でも有数の自然植生群落を形成しています。ここに生息する野鳥や昆虫などの生きものの数も多く、野鳥の採餌、休息、越冬の場所や営巣地として貴重な役割を果たしています。

名 称	大場川中州自然保護区域
指 定 内 容	自然植生群落、野鳥、昆虫
指 定 年 月 日	平成4年1月1日
	平成8年3月1日追加指定
指 定 場 所	西水元六丁目 22 番先
	大場川河川敷 中州
面 積	約 12,200 m ²



大場川中州自然保護区域

② 水元さくら堤自然保護区域

水元さくら堤は、利根川の氾濫から町や田畑を守るため、江戸時代に築かれた堤防で、昔の桜土手の面影を残しています。この区域は、昭和 58 年に桜土手の改修工事で古くから自生しているフジバカマなどの野草が消滅しそうになった時、区民からの保護要請がきっかけで自然植生を守る気運が高まり、関係機関などの協力を得て昔のまま保全することになり、自然保護区域に指定したものです。

フジバカマが自生している区域は関東地方では珍しく、大変貴重な場所であり、葛飾区登録文化財（天然記念物）になっています。

名 称	水元さくら堤自然保護区域
指 定 内 容	フジバカマの自生地
指 定 年 月 日	平成元年7月1日
指 定 場 所	水元公園4番先
	水元さくら堤
面 積	約 400 m ²



フジバカマ



水元さくら堤自然保護区域

◆自然再生区域維持管理（環境課）

市街地に伴って生態系の損なわれた場を、区の特性に適した自然が成立する場として整備した地域を自然再生区域に指定し、動植物の保護や生息環境の保全を図っています。

自然再生区域では、復元された自然の状態を良好に保全するため、清掃、植生などの管理を行うとともに、生物多様性の観点から自然の復元や生きものなどの生息状況の調査を定期的に行っています。

① 古隅田川自然再生区域

古隅田川は当初、コンクリートで周りを固めた親水水路にする計画がありましたが、多くの水生植物が確認され、都市の中を流れる川としては、水質が良いことなどを指摘する手紙が区に寄せられたことをきっかけに、自然環境を取り込んだ整備へと計画変更されました。

名 称	古隅田川自然再生区域
指定年月日	平成9年3月31日 平成11年10月15日（下流部）
指 定 場 所	小菅四丁目20番先から 小菅三丁目4番先まで （古隅田川・元隅田川から 足立区大六天排水場脇まで）
面 積	約6,102㎡ 延長約615m



古隅田川自然再生区域

② 曳舟川自然再生区域

曳舟川自然再生区域は、3地区にわたって自然再生区域としての指定をしています。まず初めに、四つ木地区の指定を行いました。地域の人々に親んでもらうために愛称を公募し、「四つ木めだかの小道」と名付けられました。次に亀有・白鳥・お花茶屋地区の指定を行いました。水田や土で築いた小川をつくったほか、現地の自然に適した植栽を行いました。最後に宝町・四つ木五丁目地区の指定を行いました。水と緑を活かし、かつて生息していた動植物が生息できるように、土で築いた小川をつくったほか、しょうぶや現地の自然に適した植物を植えるなどして整備しました。

名 称	曳舟川自然再生区域
地 区	四つ木地区
指定年月日	平成9年10月3日
指 定 場 所	四つ木二丁目2番先から 四つ木一丁目24番先まで（橋梁除く）
面 積	約 1,000 m ² 延長約 200m
地 区	亀有・白鳥・お花茶屋地区
指定年月日	平成11年4月1日
指 定 場 所	お花茶屋二丁目21番先から 亀有一丁目27番先まで（5区間）
面 積	約 6,000 m ² 延長約 590m
地 区	宝町・四つ木五丁目地区
指定年月日	平成13年3月31日
指 定 場 所	四つ木五丁目6番先から 四つ木五丁目25番先まで（3区間）
面 積	約 2,284 m ² 延長 196m
合 計 面 積	約 9,284 m ² 延長 986m



曳舟川自然再生区域（四つ木地区）

③ 葛飾あらかわ水辺公園自然再生区域

葛飾あらかわ水辺公園は「生きものとふれあえる公園」をテーマに、荒川河川敷に大規模なワンド* 広大な池や水路など設け、水辺の植物や小動物が生息できる環境を創出しました。

この公園は、湿地ゾーン（湿地、木道）、広場ゾーン（駐車場）、生物ゾーン（原っぱ、水路、池）、水辺ゾーン（ワンド）の4つのゾーンに構成され、荒川に自生する貴重な植物を保全し、自然生態系の観察や環境学習の場として活用できるようにしました。

名 称	葛飾あらかわ水辺公園自然再生区域
指定年月日	平成12年3月31日
指 定 場 所	西新小岩三丁目35番先から 新小岩 一丁目1番先まで 荒川左岸河川敷
面 積	約 66,000 m ² 延長約 1,200m



葛飾あらかわ水辺公園

④ 西水元水辺の公園自然再生区域

西水元水辺の公園は、中川の自然景観や地理的特性を活かし、「水辺にふれあう中川の新名所づくり」をテーマに、世代間の交流が図れ、楽しむことのできる西水元地区の基幹公園として、国土交通省による親水性護岸整備に合わせて区が整備しました。

名 称	西水元水辺の公園自然再生区域
指定年月日	平成 19 年 3 月 31 日
指 定 場 所	西水元三丁目 1 番先から 西水元一丁目 5 番先まで 西水元水辺の公園内ワンド
面 積	約 3,400 m ² 延長約 100m



西水元水辺の公園

(2) 在来種の保護

◆野鳥などの保護・被害対策（環境課）

野鳥・野生動物などを保護するとともに、ペットを除く野鳥・野生動物などによる生活環境の悪化や危害を防止し、軽減を図っています。

《野鳥などの保護》

区には多くの野鳥が飛来しますが、なかには、ケガなどをしている野鳥もいます。区ではケガをしている野鳥などの対処方法を説明しています。



保護したアオバズク



保護したフクロウ

《カラス・ハトなどによる被害対策》

近年、カラスによる生ごみの食い散らかしや、繁殖期における人への攻撃などの相談が多く寄せられています。これは、エサとなる生ごみが豊富にあることや、オオタカやフクロウといったカラスの天敵がほとんどいないことなどが原因とされています。

区では、カラスによる被害を防止するために、次のような対策・活動を実施しています。

- ① カラス避けネットの配付やごみの時間帯収集、駅周辺と商店街の個別収集、ごみの正しい出し方などに関する啓発など、ごみ対策
- ② 威嚇・攻撃がある場合の一般家庭の巣撤去、管理地の巣撤去など、区民の安全対策
- ③ 鳥インフルエンザ情報の提供など、感染症対策
- ④ 針金ハンガー放置禁止や樹木の剪定依頼など、啓発活動と被害相談への対応

カラスによる被害のほかにも、ハトのフンによる被害も増えています。その原因は、人がエサを与えることによるハトの過剰な繁殖です。私たち一人ひとりが「ごみ出しルール」を守り、野鳥への「エサやり」をやめることが必要です。

カラスの巣



《アライグマ・ハクビシンによる被害対策》

アライグマ・ハクビシンのような哺乳類が民家の庭や屋根裏に入り込み、フンをしたり庭木の果物を食べたりする被害が発生しています。そのため、区では庭や屋根裏に入り込ませない対策など、アライグマ・ハクビシンによる被害を防止するための相談に応じています。なお、被害が頻繁に発生して所有者の同意が得られた場合に限り、区が用意する箱ワナ（檻）を区民宅内に一定期間（1週間程度）設置しています。

※アライグマは、被害状況により単発被害でも箱ワナ（檻）の設置を行います。



アライグマ（特定外来生物）

農林水産省「野生鳥獣被害防止対策マニュアルーアライグマ、ヌートリア、キョン、マンガース、タイワンリス（特定外来生物編）ー」（平成22年）



ハクビシン（外来生物）

©東京都環境局

（3）生物多様性に関する情報収集・普及啓発

◆自然環境調査（環境課）

区内にはいくつかの池、水路が残されています。また、葛飾あらかわ水辺公園、西水元水辺の公園のように、新たにつくられた水辺もあります。これらの水辺には多くの生きものが生息し、都市の中の貴重な自然を形成しています。

区では、魚類や植物などの生物の生息空間を環境資源としてとらえ、生物多様性の観点から、定期的・継続的に調査をしています。

○令和5年度自然環境調査

調査地点		調査時期
池・水路	曳舟川親水公園	宝町1～2丁目先・四つ木5丁目先
	古隅田川	小菅4丁目先
	蓮光寺池	亀有1丁目25番
	新中川	高砂1丁目先～細田2丁目先
河川	綾瀬川	木根川橋下流・東四つ木避難橋付近
		5月・11月
		7月・10月

■調査概要

魚 類	年 2 回	投網、カゴ網、夕モ網、四ツ手網などで採取
植 物		目視で確認
野 鳥		目視で確認 (単に上空を通過するものは含まない)
昆 虫 類		夕モ網、捕虫網などで捕獲
クモ類		
哺乳類		目視で確認
爬虫類 両生類		
水生昆虫	夕モ網、捕虫網などで捕獲	
底生生物	夕モ網で採取	
底 質	年 1 回	柄杓などで採取
周辺環境		周辺歩行で確認



古隅田川

《魚類調査》

① 池 ・ 水路

確認魚種は、4地点で11科25種でした。古隅田川では、スゴモロコ、特定外来生物のカダヤシ、ブルーギルなどが採取されました。曳舟川親水公園では、特定外来生物のカダヤシなどが採取されました。蓮光寺池では、モツゴ、クロダハゼなどが採取されました。新中川では、マハゼ、又マチチブなどが採取されました。



カダヤシ (特定外来生物)



スゴモロコ

《水生昆虫・底生動物調査》

① 池・水路

各調査地点での確認種の合計は、水生昆虫で16種、底生動物で23種でした。調査地点の中で、水生昆虫の種類が最も多いのは曳舟川親水公園の「8」で次が古隅田川の「7」です。また、底生動物の種類が最も多いのは曳舟川親水公園と古隅田川の「8」で、次が新中川の「7」です。底生動物の種数が最も少なかったのは、蓮光寺池の「3」です。

② 河川

綾瀬川では、クロベンケイガニやテナガエビ、特定外来生物のカワヒバリガイなどが採取されました。



クロベンケイガニ



テナガエビ

◆生物多様性普及啓発（環境課）

《葛飾区生きものガイドブック ～自然と生物多様性～ の発行》

区内に生育生息している多くの生きものを、分かりやすく楽しく紹介し、区内の生きものや自然に興味・関心をもつていただくために、平成25年3月に作成しました。

平成22年度から平成23年度に区で実施した「生物多様性保全状況調査」で明らかとなった1,900種以上の生きものの写真を活用しています。

区立小・中学校、区立図書館、区内で活動する環境保全団体などに配付。区役所3階区政情報コーナーにて、1部1,000円にて有償販売しています。



《「葛飾区生物多様性推進協議会」および部会の取組》

① 「かつしか生きものトランプ」の作成および販売

このトランプは、葛飾区生物多様性推進協議会「かつしか生きものトランプ部会」が中心となり、区内に昔から生息する生きものや区民に馴染みのある生きもの、さらに近年本区でみられる外来種*などを取り入れ、トランプの構成やデザインをまとめ、作成しました。

平成26年度からは、このトランプを活用し、自然環境教育の一助となるように「かつしか生きものトランプで自然とあそぼう講座」も開設しました。講師は、このトランプ作成に携わった「かつしか生きものトランプ部会」が学校へ出張し、様々なトランプゲームをしながら、生物多様性も学べる内容としています。

このトランプは、すでに区立小・中学校全学級などに配布していますが多くの区民にも、本区に生息している様々な生きものについての理解を深めていただくため、また生物多様性の保全の重要性を広めるため、区役所3階区政情報コーナーにて、1個300円にて有償販売しています。

かつしか生きものトランプ



②小さな水田普及啓発「小学校水田活動」の実施

令和4年度から葛飾区立花の木小学校に約100㎡の小規模水田を造成し、子供たちが芽出しから田植え、収穫、試食まで一連の流れを体験しています。こちらの活動では稲作だけでなく、水田に集まる生き物に焦点を当てた生物多様性についても学習しています。

③かつしか生きもの調査部「生きものしらべ」の実施

子どもたちや区民に「生きものの命の大切さ」を正しく伝えていくために、「かつしか生きもの調査部」が実施しました。身近な環境の中でも、希少種や外来種など様々な種類の生きものがお互いに関わり合いながら共存していることを、体験を通して学ぶことで生物多様性の醸成を図り、生物多様性の大切さを啓発しました。

今後も、区民参加型の生きもの調査を実施していきます。

- ・ 開催日時

令和5年9月16日（土）午前9時～正午

- ・ 開催場所

西水元水辺の公園

- ・ 参加者：8人

区内在住 ・ 在学の小・中学生の子どもと保護者



かつしか生きもの調査部活動の様子

◆ 生物多様性推進協議会についてはP14に掲載

（4）自然環境を守り、育てる担い手の育成

◆ 親子自然観察会（環境課）（P24に掲載）

◆ 自然環境学習出前講座（環境課）（P27～28に掲載）

◆ 環境学習用教材「エコかつ」（環境課）（P24に掲載）

◆ 鳴く虫の女王「カンタン」と秋に鳴く虫を聴く会（環境課）（P25に掲載）

◆ 自然環境レポーター（環境課）（P26～27に掲載）

◆ かつしかっ子探検隊（環境課）（P26に掲載）

基本施策 11 水と緑の空間の創出

(1) 水や緑に親しめる公園・水辺の整備

◆地域の核となる公園の整備（公園課）

児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、地域の防災活動拠点となる一定規模以上の面積を有する公園など、地域特性や区民ニーズを踏まえて地域の核となる公園を整備し、レクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などを図っています。

○これまでの整備実績

年度	公園	実施整備の内容
平成 29 年度	水元スポーツセンター公園	拡張および改修
	堀切菖蒲園	拡張および改良
	青戸六丁目さくら公園	新設
平成 30 年度	奥戸四丁目落公園	新設
	東新小岩二丁目かがやき公園	新設
	青戸七丁目共和公園	新設
	飯塚なかよし公園	新設
	東立石緑地公園	改修
令和 2 年度	奥戸一丁目鬼塚公園	新設
令和 3 年度	西新小岩五丁目公園	拡張
令和 4 年度	鎌倉公園	改修
	小菅東スポーツ公園	改修
令和 5 年度	白ゆり公園	拡張
	四つ木二丁目わんぱく公園	新設

◆公園の再生事業（公園課）

高齢者、障害者などの移動円滑化の促進、子どもを犯罪や事故から守る安全・安心への配慮、幼児から高齢者まで幅広い世代のニーズに応えられる快適な地域環境を創出するため、公園機能の見直しを図るとともに、誰もが安心、安全、快適に公園施設が利用できるように、既存施設のバリアフリー化や老朽施設の更新を計画的に実施しています。

○整備実施実績

年度	整備を実施した公園
令和2年度	西水元つばき公園、白鳥東公園、奥戸ローズガーデン、 (間栗公園、曳舟川親水公園、上千葉公園上入公園、会野公園、南奥戸第二公園、東立石緑地公園、葛飾にいじゅくみらい公園、葛飾あらかわ水辺公園、新小岩公園、みよし公園、外谷汐入公園)
令和3年度	(上千葉砂原公園、奥戸南汐公園、奥四あおぞら公園、いりや公園、曳舟川親水公園、高砂七丁目公園、間栗公園)
令和4年度	こあい公園、白鳥わかば公園、 (中道公園、青戸平和公園、奥戸南汐公園、四つ木公園、曳舟川親水公園、いいづか公園、渋江公園、西水元水辺の公園、奥戸ローズガーデン、まんだら公園、西新小岩公園、上平井公園)
令和5年度	かわばた公園、堀切東公園 (曳舟川親水公園、したて公園、いりや公園、水元スポーツセンター公園(交流館裏)、西水元三丁目公園、金町公園、白鷺公園)

※ () は部分整備

◆桜づつみ復活事業(調整課)

江戸川沿川には、柴又帝釈天、水元公園、旧水戸街道、葛西神社、柴又公園などの歴史資源や観光名所が点在し、街と川面に情緒を残しています。

また、かつての江戸川には、日露戦争終結記念として植えられた約2,000本の桜が人々に潤いと安らぎを与えていましたが、現在では、堤防の補強に伴い伐採され、一部の箇所に残っている程度となっています。

本事業は、この江戸川や中川の沿川を対象とし、各所に「桜づつみ」を整備し、戦前にあった桜の名所を復活していくものです。

年度	実績
平成30年度まで	青戸六・七丁目、柴又六丁目、新宿六丁目、東金町二・五・六・八丁目、東水元六丁目
令和元年度	東水元三丁目
令和2年度	東水元四・五丁目
令和3年度	—

令和4年度	東水元五丁目
令和5年度	東水元五丁目

◆水の拠点の整備（公園課）

本区の都市骨格軸を形成し、セールスポイントである河川に沿って水辺と一体となった公園を整備することで、区民が様々なレクリエーション活動を通じて水との関わりを深めるとともに沿川地域の緑豊かな美しい景観形成に取り組んでいます。

指 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水の拠点整備累計面積（ha）	39.1	39.1	39.1

○これまでの整備実績

年度	整備を実施した公園
平成27年度	西新小岩五丁目公園、北沼公園
平成29年度	青戸六丁目さくら公園
平成30年度	青戸七丁目共和公園

◆水辺をつなぐ散策路整備（調整課）

川に沿って安心して歩ける「水辺の散策路」を、水の拠点を結ぶように整備し、親しみの持てる水辺空間を創出します。

散策路の対象は、中川左岸、新大場川水門から新宿六丁目地区までの約3.5km区間で、「水の拠点」である、西水元水辺の公園と葛飾にいじゅくみらい公園付近を結びます。

また、この散策路は、新大場川水門から「武蔵野の路・水元柴又コース」と接続し、水元公園、江戸川下流域の柴又地区まで、水辺の環状ネットワークを形成します。

平成27年度末に全区間完成しました。

○これまでの実績

年度	整備を実施した区間
平成24年度まで	西水元一、二丁目
平成25年度	新宿六丁目、南水元一、二丁目
平成26年度	西水元四丁目
平成27年度	西水元三丁目

◆新中川河川敷の積極的な活用（公園課）

本区にとって貴重なオープンスペースである新中川河川敷について、治水や河川環境との調和に配慮しながら、人々が集い、憩える場として積極的な活用を目的とした公園整備を行います。

○これまでの実績

平成 25 年度 基本計画策定

平成 27 年度 北沼公園拡張部および船着場整備

（2）緑と花のまちづくりの推進

◆緑と花のまちづくり推進事業（環境課）

地域の人々の目に触れる公開性のある場所で緑や花を育てる活動を行う団体に、花苗、種、球根などを配付し、地域の緑化活動の支援を行います。区内の駅前広場や幹線道路の沿道、公園の花壇などが花いっぱいの空間となるよう、「花いっぱいのまちづくり」を区民の皆様との協働により進めています。

○緑化活動実績

	団体数	活動面積 (㎡)
令和3年度	59	2,956.7
令和4年度	62	2,986.9
令和5年度	66	3,043.1



緑化活動団体による花壇管理の様子
柴又フロリズ花壇

◆樹木の保全支援事業（環境課）

貴重な緑を守るため、区内で対象となる樹木を所有している方に対して、樹木医を派遣し、樹木の状態や病気の有無などの点検や診断を行った上で治療対処法などの助言を行います。

《対象樹木》

- ① 地上 1.5メートルの高さにおける幹の周長が 1.5メートル以上
- ② 道路やその他の公共の場所から樹木が容易に見ることができる樹木など

○樹木点検、 樹木診断実績

	樹木点検本数	樹木診断本数
令和3年度	6	1
令和4年度	3	1
令和5年度	4	1



樹木点検の様子（幹内部の検査）



樹木点検の様子（木槌による打診）

◆緑化指導（環境課）

身近な緑を増やし、快適で良好な生活環境を実現するため、「葛飾区緑の保護と育成に関する条例」に基づき、一定規模以上の敷地面積に建築など行う区民および事業者に対し、緑化計画の届出を義務づけ、緑地の確保を図っています。

《対象》

- 300㎡以上（国または地方公共団体が有する敷地は 250㎡以上）の敷地への住宅・事務所・倉庫・駐車場・店舗・墓地などの設置、建替または増設など

○緑化指導実績

	確認件数（件）	確認面積（㎡）
令和2年度	110	17,156
令和3年度	100	16,895
令和4年度	102	32,381
令和5年度	101	54,599

◆屋上・壁面緑化の助成（環境課）（P57に掲載）

◆生垣造成補助金（環境課）（P57～58に掲載）

◆グリーンバンク事業（環境課）

緑の資源を有効に活用し、緑の創出と保全に努めるため、宅地の造成、家屋の増改築などによりやむを得ず伐採される状況にある樹木を、区の費用でグリーンバンク（緑の銀行）に仮植し、希望する区民の方に区内への植え付けを条件に提供する制度です。昭和58年度に始まり、これまでに約8,400本の樹木が活用されました。

グリーンバンクには、区民の方ならいつでもどなたでも自由に入ることができます。引き取りたい樹木があれば、区に申請の上で引き取ることができます。樹木の引き取りに要する費用は、引き取り希望者の負担です。

また、平成16年4月からは、「ほしい木」「あげたい木」を区に登録し、区のホームページで公開することにより、希望者同士が直接樹木のやり取りを行う「登録制」を開始しました。グリーンバンクの引き取り対象とならない鉢植えや、樹木伐採が3か月以上の樹木も対象となっています。

名 称	所在地	面積
グリーンバンク（緑の銀行）	細田4-14	962 ㎡

◆保存樹木・樹林の助成（環境課）

長い時間をかけて育まれてきた樹木が、地域の財産として良好な状態で保存されるよう、大きな樹木を保存樹木に、まとまった面積をもつ樹林を保存樹林に指定し、維持費の一部を補助する制度です。

保存樹木などの指定は、所有者や管理者からの申請を受けて行います。

《指定基準》

- 保存樹木 1.5メートルの高さで幹の直径が35センチメートル以上
- 保存樹林 面積が500平方メートル以上

○保存樹木一覧表（各年度3月31日時点）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保存樹木 (本)	1,208	1,187	1,175
保存樹林 (㎡)	35,490	35,490	35,490

◆アメリカシロヒトリ防除対策（環境課）

区では、樹木を健全に育成・保全するため、樹木害虫による被害を未然に防ぎ、被害の発生を最小限にすることを目的として、薬剤の自主散布が困難な樹木の所有者・管理者を対象に委託業者による薬剤散布を行っています。

自主散布が困難な樹木の所有者・管理者とは、次のいずれかの世帯とします。

- ① 全員が介護保険法（平成9年法律第123号）の要介護者または要支援者の認定を受けている世帯
- ② 全員が2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている世帯
- ③ ①または②のいずれかの要件に該当する世帯員で構成されている世帯

○駆除委託実績

	駆除委託件数	駆除委託本数
令和3年度	0	0
令和4年度	1	0
令和5年度	0	0

◆区民農園（環境課）

区民農園は、都市における多様な生物と共生できる自然環境の一つとして、緑が減りつつある都市空間に緑地を確保し、良好な都市環境を形成するとともに、区民の皆様が土に親しみ、作物を育て収穫する喜びを味わい、緑の大切さを実感していただくために、昭和50年度から開設し、維持管理しております。農園用地は、土地を所有する方から無償で借り受けています。

毎年4月には、区内の農家で組織しているJA東京スマイル葛飾営農研究会の会員の

方々が「野菜づくり相談会」を実施し、土づくりや種まき、病害虫の駆除方法など、野菜づくりに関する様々な相談に応じています。

○区民農園の現況（令和6年3月31日現在）

通番	農園名	所在地	面積 (㎡)	区画数
1	水元三丁目	水元 3-2	1,438	79
2	鎌倉二丁目	鎌倉 2- 14	1,873	90
3	高砂二丁目	高砂 2- 30	1,084	29
4	奥戸汐見	奥戸 3- 25	981	47
5	水元四丁目第二	水元 4- 23	993	40
6	水元四丁目	水元 4- 15	556	22
7	高砂七丁目東	高砂 7- 18	1,293	61
8	細田四丁目	細田 4- 37	1,472	59
9	高砂一丁目	高砂 1-9	1,139	55
10	高砂六丁目第一	高砂 6- 13	1,158	52
11	高砂六丁目第二	高砂 6- 1	932	36
12	東水元二丁目	東水元 2-31	925	34
13	鎌倉四丁目第二	鎌倉 4-22	543	19
14	水元五丁目南	水元 5- 1	1,201	54
15	新小岩三丁目	新小岩 3-28、3-30	1,679	53
16	西水元一丁目	西水元 1-26	1,407	51
計 16 農園			18,540	781